

天理市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

天理市長 並 河 健

天理市条例第40号

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「しない」を「していない」に改め、「この条」の次に「、第9条第2項第5号」を加え、同条第3項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

第9条第2項中「20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者等で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がなく、現に同居し、又は同居しようとする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している者
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養している者
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養している者
- (4) 65歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の全てが次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者
 - イ 18歳未満の者
 - ウ 第6条第2項第2号に該当する者
 - エ 65歳以上の者

(5) 第6条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当する者（現に同居し、又は同居しようとする親族がこれらに該当する者を含む。）

(6) 市長が定める基準の収入を有する低額所得者

第13条第1項中「、施行規則第11条に定めるところにより」を削り、同条第2項中「入居者が同居させようとする者が暴力団員である」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号に規定する金額を超えるとき。

(2) 第14条第1項及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(3) 第43条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(4) 同居させようとする者が暴力団員であるとき。

第13条に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

第43条第1項第5号中「第13条、第14条」を「第13条第1項、第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。